

郷土の古文書

「その 31 乙津村「^{あざたかだけ}字高嶽」^{ごびゅう}誤謬訂正願」

解説

明治政府は明治6年(1873年)土地制度と租税制度の改革を行い土地を課税物件とする形を整えた。その時、乙津村「字高嶽」は新地名として土地台帳に記入された。

それより200年以前寛文7年(1667年)江戸幕府は関東を重点に大がかりな検地を行った。この時の土地台帳は、明治期の地租改正時の調査の元として使われ現代まで使用された。寛文検地の台帳には、小字地名毎に土地の大きさと所有者の名前が記載されており、その字地名があまりにも多いため、明治政府より出された小字の数を合併させる通達により、この時新地名も作られた。乙津村でも寛文検地の台帳6冊に300近く記載されていた小字地名は67に減らされた。「字高嶽」もその一つである。

ところで願書に書かれているように「地租改正之際筆者の誤ニテ」間違っ
て届けられたとする節には疑問が残る。間違いやすい地名でもないからである。しかし、乙津村の人々の言い伝えでは「字高嶽」と「高明神社」は届出の書類を筆者や神主が間違っ
たからだろう。ということになっている。

文中に「住古より光明山とのみ唱へ」とあるが、先ず江戸時代の文献よりみてみることにする。

『新編武蔵風土記稿』「光明山 村ノ北ノ方ニアリ 麓ヨリ絶頂ニ至ルマテ凡三十町熊野社ヲタテ、山ノ鎮トス」

『武蔵名勝図会』 「光明山 この山は村の北にある高山なり。・・・・山多しといえども、御嶽、大嶽及び当山を名付けて三峻山と称す。・・・・熊野権現絶頂にあり。神体は鑄造の本地仏・・・・。この辺の高山にて御嶽、大嶽とこの山を三山がけと称して、参詣するに嶺づたいに往還す。」

次に明治 20 年頃原稿作成の『皇国地誌』によると、

「光明山 該山ハ郡中最有名ノ山嶽ニテ『武蔵演露』支那ノ五嶽ニ比シテ、上成木村上分高水(山)ヲ東嶽ニ、大嶽山ヲ西嶽ニ、澤井村^(ママ)宗(惣)嶽山ヲ北嶽ニ、御嶽山ヲ中嶽ニ、該山ヲ南嶽ニ比シタリ」とある。

そして、この時点で文中に「高嶽」反別七町二反ニ畝廿壺歩、筆数十一と書かれている。

また、昭和 36 年編纂の『村誌戸倉』によると、

「・・・・南北朝時代武蔵は前述のように足利氏の所領であったから、この辺一帯に残る当時の記録はすべて北朝の年号を使用し、神社や寺も足利氏一門により建立経営されたものが多く残っている。光厳寺は北朝の天皇

光厳院の、また小宮村の光明神社(高明神社とも書く)は光明院(北朝第二代天皇)の、それぞれの院号をいただいて名付けられたものである。」と書かれている。

高明神社については、明治になって付けられたもので、それ以前の古文書では「熊野大権現」または「熊野三社(所)大権現」となっている。光明天皇にいただいたのは、光明山の名か、あるいは江戸時代に書かれた「武蔵演露」に出てくる寺で、延文年中(1356～60年)新田義興の残党に、熊野権現本社ともに焼き払われた別当光明寺のことではないだろうか。

古代から中世に盛況だった山嶽信仰による修験道者達の経路の一拠点として、御嶽、大嶽とともに三山の一山として「嶽」の字にこだわり「字光明山」を字「高嶽」としたと思える。

また、明治元年より出された神仏分離令により、仏教的用語の使用禁止で、仏語「光明」や「権現」を使用するわけにはいかず、「高嶽」の高をあてた「高明神社」としたのではないだろうか。いづれにしても単なる筆者のあやまりではなく、考慮を重ねた結果と思われるが、由緒ある「光明山」という山の名前まで、昭和になって国土地理院の地図上に「高明山」と誤記されてしまったことは残念でならない。

誤謬訂正願

西多摩郡乙津村字高嶽之義^者 往古ヨリ光明山ト
称シ居候を 地租改正之際筆者之誤ニテ字高嶽
と書上候ヲ 今般地押^{ニ而} 発見仕候 該字名之儀
^者本村^者勿論 他町村古老之申伝^{ニも} 光明山ト
^{而已}唱へ 且旧書類^{ニも} 右様記載有之候^{ニ付} 為後
来 此度限り特別之御詮儀ヲ以 字高嶽ナルヲ字
光明山と復旧^(詮儀) 訂正之義御許可被成下度 連署
ヲ以テ此段^ヲ 弔願候也

地主惣代人

乙津与市^印

市川左衛^印

栗原庄作^印

栗原重郎治

部内擔当人

沼田長右衛門

五日市町外拾ヶ村

戸長 馬場勘左衛門

明治廿年三月一日

神奈川縣知事沖守固殿

読み下し文

誤謬訂正願

おつ あざたかだけ

西多摩郡乙津村字高嶽の義は 往古より光明山と
称しおり候を 地租改正の際筆者の誤りにて字高嶽
と書き上げ候を 今般地押じおしにて発見つかまつり候 該字名の儀
は本村は勿論 他町村古老の申し伝えにも光明山と
のみ唱え かつ旧書類にも右様記載これ有り候につき 後来のため
この度限り特別のご詮議をもつて 字高嶽なるを字
光明山と復旧 訂正の儀ご許可なし下されたく 連署
をもつてこの段せんぎ願いそうろうなり

地主惣代人

乙津与市 印

市川左衛 印

栗原庄作 印

栗原重郎 治

部内擔当人

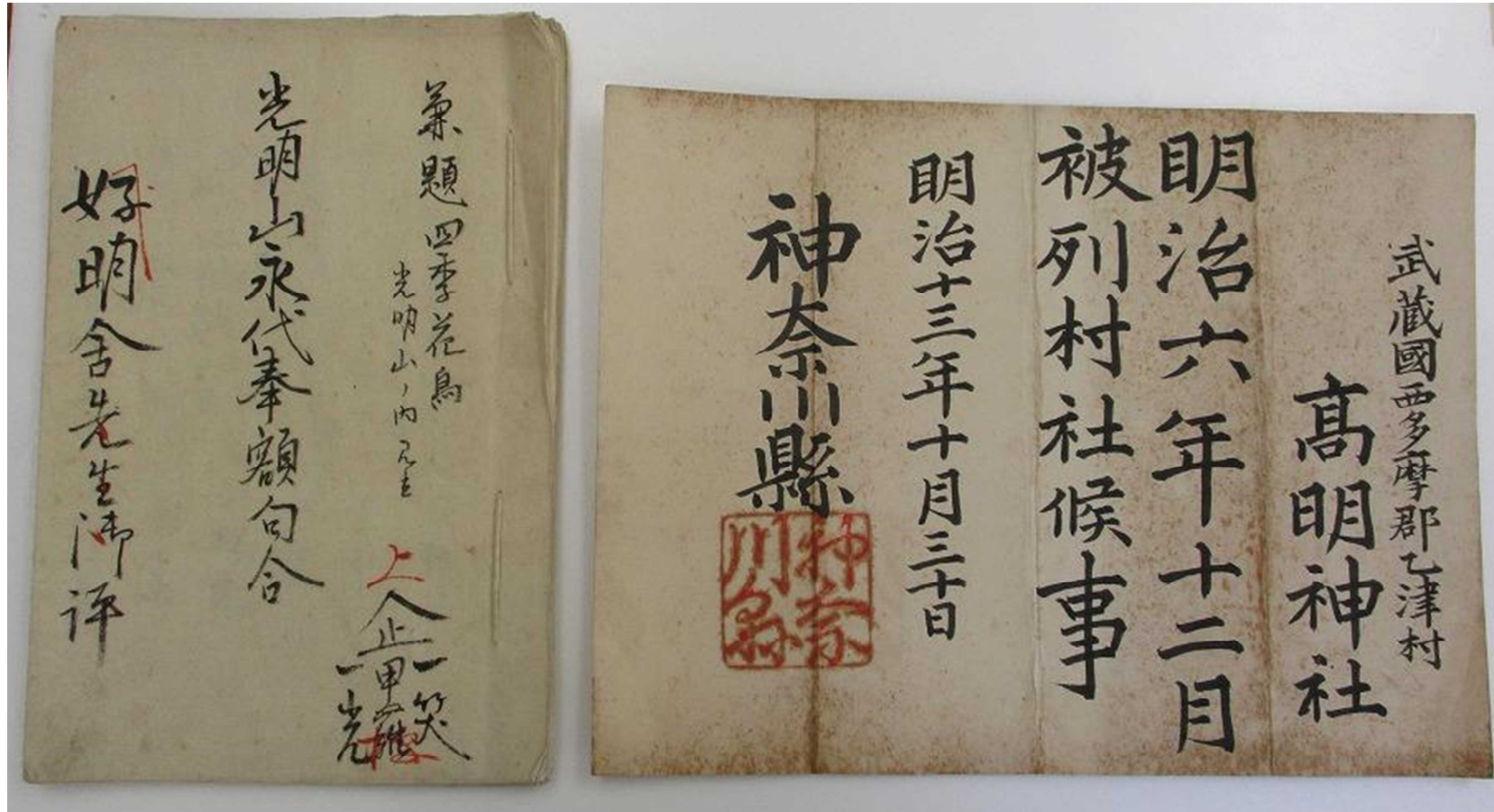
沼田長右衛門

五日市町外拾ヶ村

戸長 馬場勘左衛門

明治20年3月1日

神奈川県知事沖守固殿



光明山永代奉納句合(明治 31 年)

高明神社社格証(明治 13 年)

この俳句奉納木額は神社に現存する
山名は江戸から昭和前期まで光明の
字を使っていた。